

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスの重要性が増すなかで地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たすことを柱とした企業倫理を構築することを基本方針として、経営の意思決定の迅速化、責任体制の明確化、取締役会の監督機能強化等に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、基本原則すべてを実施いたしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 福岡銀行	402,258	14.85
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	211,300	7.80
福岡中央銀行行員持株会	191,220	7.06
株式会社 西日本シティ銀行	151,951	5.61
株式会社 宮崎太陽銀行	133,400	4.92
西部瓦斯 株式会社	133,200	4.91
西日本鉄道 株式会社	124,555	4.59
株式会社 豊和銀行	114,138	4.21
株式会社 南日本銀行	111,200	4.10
学校法人 帝京大学	64,900	2.39

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 既存市場
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
倉富 純男	他の会社の出身者													
林田 スマ(本名:平田 スマ)	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
倉富 純男		同氏は、当行取引先である西日本鉄道株式会社の代表取締役社長執行役員かつ、株式会社九電工の社外取締役であり、両社と当行との間には通常の取引関係、出資関係があります。いずれも通常の銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は、企業経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の監督機能を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しております。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

林田 スマ(本名:平田 スマ)	同氏は、当行取引先である公益財団法人大野城まどかびあの館長かつ学校法人中村学園の理事であり、両法人と当行との間には通常取引関係があります。いずれも当行とは通常銀行取引等を有しているものであり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏はアナウンサーとして培われた豊富な経験と高い見識を有しており、また女性生活者の立場として、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の監督機能を強化することができるため、当行取締役に適任であると判断しています。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
-----------------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当行は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
 監査役は定例的に会計監査人と監査計画、監査実施要領、監査結果等について打合せを実施しております。
 監査役は、毎月開催される取締役会等において監査部が行う内部監査の実施状況の報告を定期的に受けるとともに、内部監査部門と随時意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鎮西 正直	他の会社の出身者													
行正 晴實	公認会計士													
米倉 和久	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鎮西 正直		同氏は、当行取引先である九州電力株式会社の役員出身であり、同社と当行の間には通常の取引関係、出資関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は社外監査役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は、企業経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の監査体制を強化することができるため、当行監査役に適任であると判断しております。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
行正 晴實		-	当行は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は、公認会計士として専門的知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の監査体制を強化することができるため、当行監査役に適任であると判断しております。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。
米倉 和久		同氏は、当行取引先である西部瓦斯株式会社の取締役常務執行役員であり、同社と当行の間には通常の取引関係、出資関係があります。なお、同氏は、SGキャピタル株式会社の代表取締役を兼職しており、同社と当行の間には通常の取引関係があります。いずれも当行とは通常の銀行取引等を有しているものであり、社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。 なお、その取引内容は定常的なもので、個人が直接利害関係を有するものではありません。	当行は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準等は定めておりませんが、同氏は、企業経営に関する高い知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見表明等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の監査体制を強化することができるため、当行監査役に適任であると判断しております。 また、福岡証券取引所が「企業行動規範に関する規則の取扱い」において規定している独立性に関する判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす5名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入が必ずしも取締役の職務への精励を促すことになるとはいい切れないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬に関しましては、株主総会の決定により限度額を定め、取締役会で各役員の報酬額を決定しております。取締役の報酬は、平成18年6月29日開催の第85期定時株主総会で決議された限度額15百万円以内(月額)と定めております。当事業年度における年間報酬総額は取締役138百万円、監査役18百万円、社外役員19百万円であります。年間報酬総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額 取締役32百万円、監査役4百万円、社外役員4百万円を含んでおります。上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての給与等37百万円を支払っており、その内訳は給与24百万円、賞与13百万円です。なお、取締役の報酬限度額は、使用人としての報酬は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当行の社外取締役及び社外監査役は非常勤であり、補佐する専任の担当者はおりませんが、常勤の取締役及び監査役が取締役会等の機会をとらえ情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行の概要)

当行における経営の意思決定プロセスについては、取締役会や常務会及び職務権限基準等の行内諸規定に基づき意思決定を行う体制としております。また、弁護士や税理士と顧問契約を締結し、必要に応じて助言等を受けております。

取締役会では、取締役会規定に基づき、経営に関する重要な事項等を決定するとともに、業務の執行状況について監督を行っております。また取締役会には、社外監査役3名を含む監査役4名が出席し必要があると認められた場合は、意見を述べております。

なお、取締役10名のうち2名の社外取締役を選任し、意思決定の透明性確保や経営監督機能の強化を図っております。

また、当行は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結しております。

常務会は、取締役頭取、専務取締役、常務取締役をもって構成し、取締役会が定める方針に基づき、業務執行に関する重要な事項について決定または協議する役割を担っております。

(監査の状況)

監査役会は、社外監査役を含む監査役全員で構成されており、法令、定款、監査役会規定等に基づき運営され、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決議を行っております。また、監査役は、監査部や会計監査人、内部統制部門と緊密な連携をとりながら、内部統制システムが適切に構築され運用されているかを監査しております。

当行では独立した内部監査部門である監査部が業務遂行状況等について監査を実施し、各部門のコンプライアンスやリスクに関する管理状況等について、諸法令や行内規定等との整合性や有効性を検証し、その状況を取締役会等へ報告しております。また、内部監査部門と外部監査部門、監査役及び内部統制部門との連携を強化し、内部管理態勢の充実を図っております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、内部監査部門、監査役及び内部統制部門と連携しつつ、法令に従い適正な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行では、社外取締役を2名(うち女性1名)、社外監査役を3名選任しております。当行は、取締役10名のうち社外取締役を2名とする体制とし、経営の意思決定と業務遂行に対する監督機能の一層の強化を図っております。また、監査役4名のうち社外監査役を3名とする体制とし、社外監査役3名は取締役会に出席し、必要に応じて、専門的見地及び企業経営者の立場から客観的かつ中立的意見を述べていることなどから、経営に対する監視機能の客観性・中立性が十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。

監査役会は、社外監査役を含む監査役全員で構成されており、法令、定款、監査役会規程等に基づき運営され、監査に関する重要な事項等の報告・協議・決議を行っております。社外取締役及び社外監査役は、株式会社経営に関する高い知識、もしくは、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知見からの客観的かつ中立的意見等を通じて経営の意思決定の妥当性、公正性を確保し、当行の監査体制の強化に努めております。

その他、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会を始め各種委員会を設置する事により、牽制機能強化に努めております。

以上の事から、現状の体制で十分に実効性を備えたコーポレート・ガバナンス体制を構築していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月28日開催の株主総会招集通知を6月8日に発送しております。
その他	召集通知をホームページに掲載、説明資料等のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書および四半期報告書、ディスクロージャー誌、株主総会の招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署を総合企画部とし、担当者(兼務)を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	エコ住宅ローンや空き家活用ローンの取り扱い、クレジット一体型カードの収益の一部を福岡県内の在宅心身障がい児(者)療育訓練施設へ寄付、働き方改革の助成金制度活用支援等、地域貢献活動の一環として取り組みを行っております。内容については、ディスクロージャー誌やミニディスクロージャー誌に掲載しております。ホームページでもご覧いただけます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当行は、会社法施行により求められた内部統制に関する基本方針を以下のとおり取締役会で決議するとともに、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の充実・強化及び適切な体制の確保に努めることとしております。

(整備状況)

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンスガイドブックをはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を、役職員が法令・定款および当行の行内規定を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総合企画部が、全行のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。監査部は、総合企画部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として総合企画部長を窓口にする内部通報制度及び顧問弁護士を窓口にする外部通報制度を設置する。コンプライアンスの重要な問題を審議し、取締役会に答申するコンプライアンス委員会を設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・文書取扱規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理規定により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、当行全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。各部署ごとのリスク管理の状況を、総合企画部が統括し監査部が監査を行い、その結果を定期的に取締役会に報告する。リスク管理の重要な問題を審議し、取締役会に答申するリスク管理委員会を設置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・行内規定に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役はその職務の執行に必要な場合は、監査部員に監査役の職務の遂行の補助を委嘱することができるものとする。
6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の前号の使用人の人事異動や人事考課等については常勤監査役の意見を尊重する。また、当該使用人は専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役、監査部長等の指揮命令を受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当行に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容をすみやかに報告する。
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・内部通報制度の定めに基づき、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会による各業務執行取締役および重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回(臨時に必要と監査役会が判断する場合は別途)設けると共に代表取締役、監査法人とそれぞれの間で定期的に意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当行は、反社会的勢力との対決をコンプライアンスガイドブックの倫理憲章と行動指針において「市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。」ことを定め、経営のトップ自らが常に毅然とした態度で臨むことを基本的な考え方としております。

(整備状況)

- (1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
 - ・当行は、反社会的勢力対応の統括部署を定め、反社会的勢力の介入があった場合は顧問弁護士を含めた関連部署において十分な情報、事実に基づき迅速な対応をします。
 - ・当行は、反社会的勢力対応責任者を、各営業店・各部署に配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する事としております。
- (2) 外部の専門機関との連携状況
 - 当行は、顧問弁護士、警察等関連機関と平素から緊密な連携を保ち対応にあたっております。
- (3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
 - 当行は、統括部署において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元管理を行い管理する態勢としております。
- (4) 対応マニュアルの整備状況
 - 当行は、反社会的勢力への対応について、コンプライアンスガイドブック、反社会的勢力等管理規定及び反社会的勢力等管理要領に定めております。
- (5) 研修活動の実施状況
 - 当行は、反社会的勢力への対応を経営の重要課題と位置づけ、研修活動を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

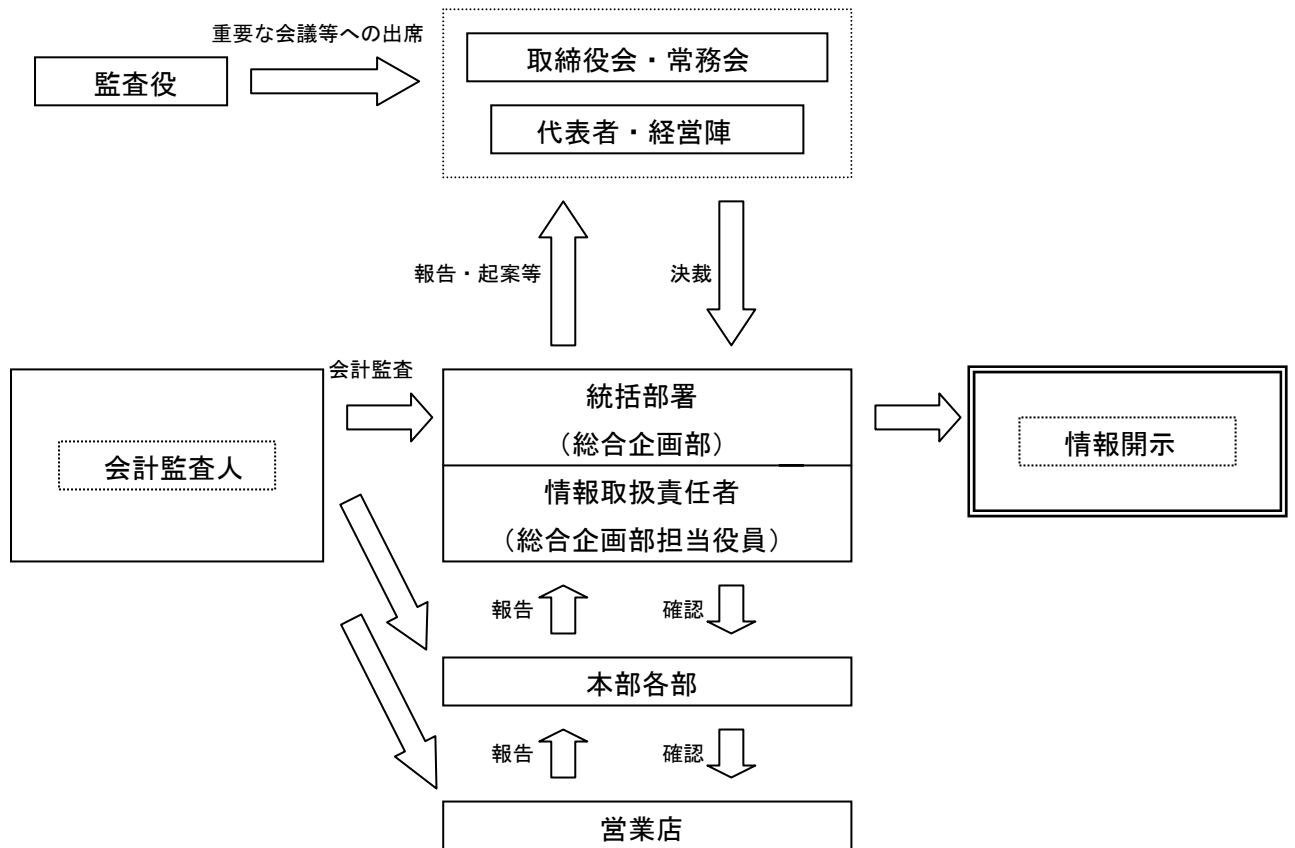
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に係る社内体制については、別紙体制図をご参照ください。

○適時開示に係る社内体制

当行は、投資者への適時適切な会社情報開示の重要性を十分に認識し、証券取引法その他の法令及び適時開示規則等を遵守すると共に迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。

会社情報の開示にあたっては、総合企画部を統括部署として決定事実、発生事実、決算に関する情報を集約し、適切な承認手続きを経て開示する体制を構築しております。



○コーポレート・ガバナンス体制図

